

島田市消費者教育推進計画（案）

令和3年度～令和7年度

令和3年3月

島田市

目 次

第1章 推進計画の基本的な考え方

| | | |
|---|------------|---|
| 1 | 計画策定の背景と趣旨 | 1 |
| 2 | 消費者教育の定義 | 1 |
| 3 | 計画の位置づけ | 2 |
| 4 | 計画の期間 | 3 |

第2章 消費者を取り巻く現状と課題

| | | |
|-----|--------------------|---|
| 1 | 島田市における消費生活相談の状況 | |
| (1) | 消費生活相談件数の推移 | 4 |
| (2) | 消費生活相談の特徴 | 4 |
| 2 | 島田市における消費者教育・啓発の現状 | 5 |
| 3 | 消費者教育を推進する上での課題 | 6 |

第3章 基本理念と目指す姿

| | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | 基本理念 | 8 |
| 2 | 消費者教育推進に向けた重点目標 | 8 |
| 3 | 取組みの内容 | 9 |
| 4 | 推進計画の成果指標 | 12 |

第4章 計画の実効性の確保

| | | |
|---|------------|----|
| 1 | 計画の推進と進捗管理 | 13 |
|---|------------|----|

《参考資料》

| | | |
|---|----------------|----|
| ◆ | 消費者教育の推進に関する法律 | 14 |
| ◆ | 静岡県版イメージマップ | 20 |

第1章 推進計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

近年、消費者を取り巻く環境は、社会の高度情報化やグローバル化の進展等により大きく変化し、消費生活と経済社会との関わりが多様化・複雑化しています。このような状況に対して、消費者が安心して、安全で豊かな消費生活を営むことのできる社会を実現するためには、消費者自らが学び自立するとともに、消費生活に関する正確な知識や的確な判断力を身につけた消費者の育成が必要となっています。

また、経済のグローバル化や地球環境の変化に伴い、消費者は自らの消費行動が現在及び将来の世代にわたって地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚し、公正かつ持続可能な社会の形成に寄与する行動が必要とされており、消費者教育の果たす役割はますます大きくなっています。

平成24年12月「消費者教育の推進に関する法律」（以下「消費者教育推進法」という。）が施行され、消費者の自立を支援するための教育に加え、消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する「消費者市民社会」が定義されるとともに、地方公共団体は「消費者教育推進計画」を定めることが努力義務とされました。この法律に基づき、平成25年6月に「消費者教育の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、静岡県においても、平成26年3月に「静岡県消費者教育推進計画」が策定されました。

本市においては、消費生活に関する相談、苦情等の受付をするとともに、出前講座やくらし・消費・環境展等の啓発活動を実施し、知識の普及、情報の提供に努めてきたところですが、さらなる「消費者市民社会」の形成に参画できる消費者の育成を目指し、「島田市消費者教育推進計画」を策定することとなりました。

2 消費者教育の定義

○消費者教育について

「消費者教育」とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動をいう。

（消費者教育推進法第2条第1項）

○消費者市民社会について

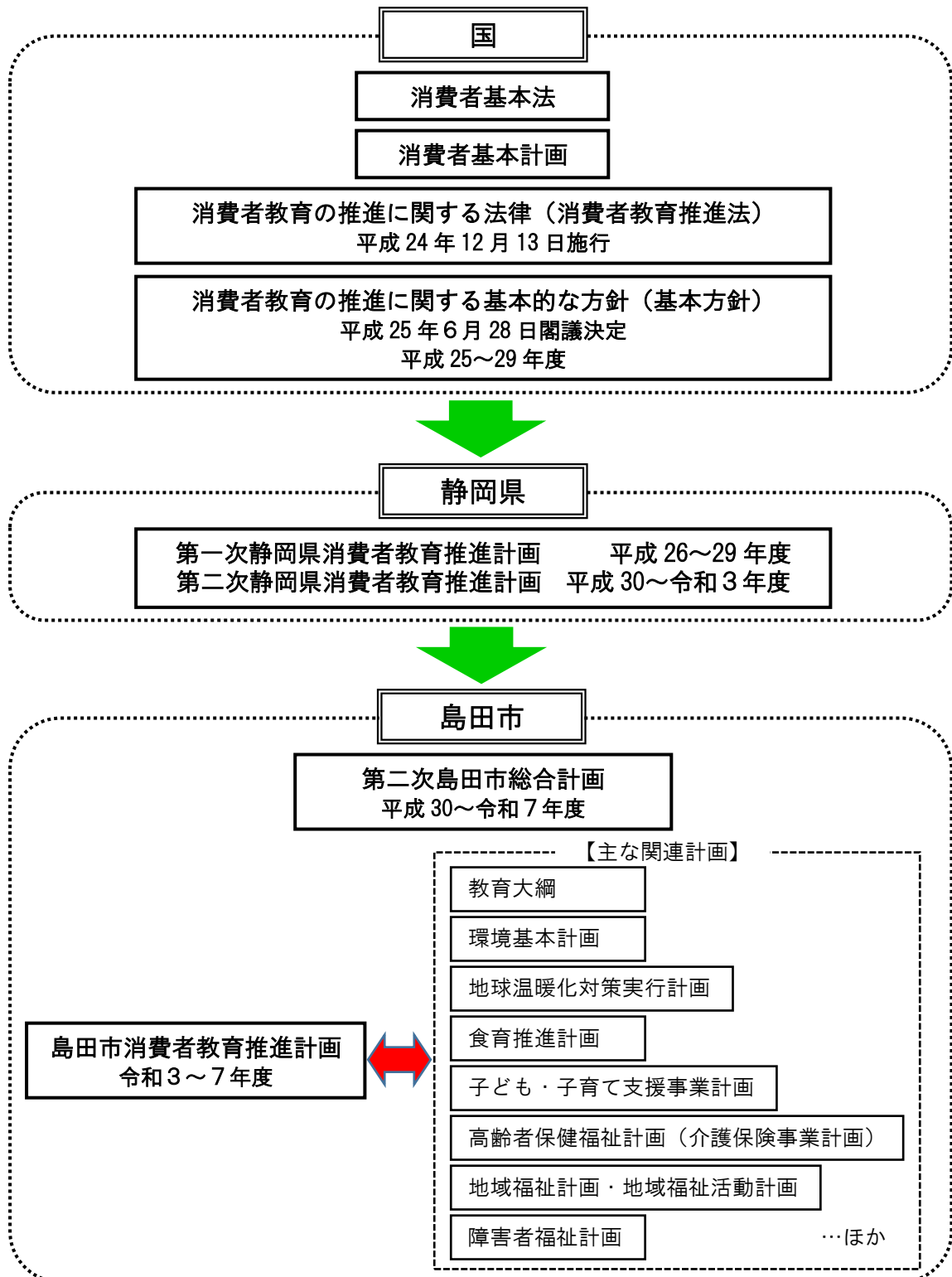
「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

（消費者教育推進法第2条第2項）

3 計画の位置づけ

この計画は、島田市における消費者教育を推進するために、消費者教育推進法第10条第2項の規定に基づき、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」や「静岡県消費者教育推進計画」を踏まえて策定したものです。

本市における各種計画とも密接に関連することから、それらの計画との連携を図りながら取り組んでいくものです。



4 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

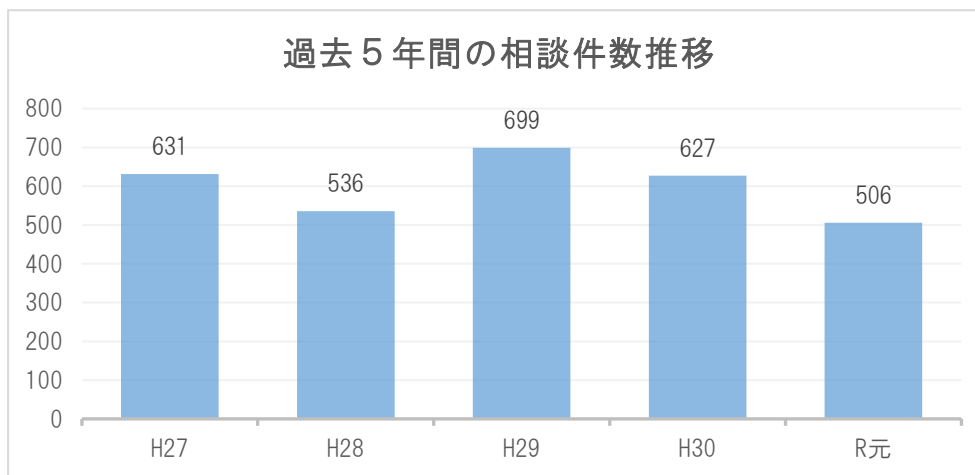
なお、社会経済情勢の急激な変化や国・県の基本方針等の変更を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第2章 消費者を取り巻く現状と課題

1 島田市における消費生活相談の状況

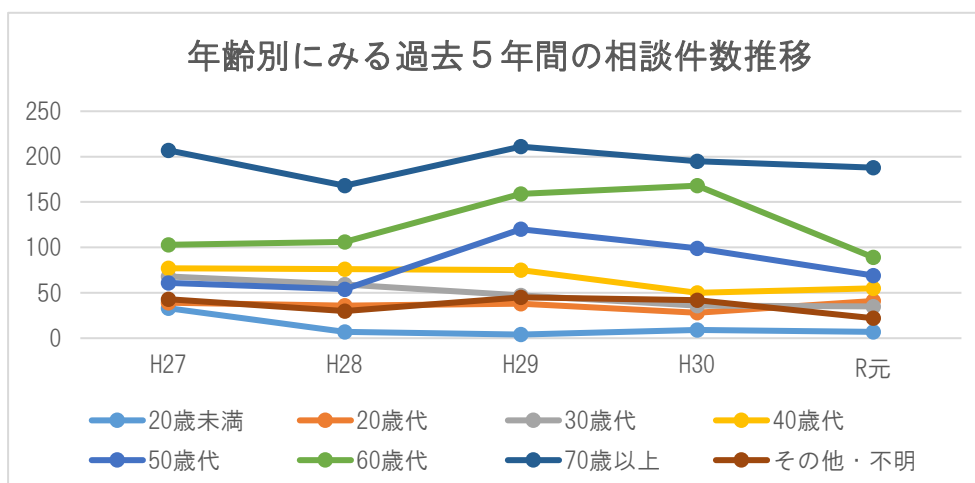
(1) 消費生活相談件数の推移

島田市では、消費者の様々なトラブルに対応するため、生活安心課市民相談係内に島田市消費生活センターを設置し、消費生活専門相談員を配置して、消費生活に関する相談に対応しています。年間約600件前後の相談があり、斡旋や交渉、情報提供などを行い、問題解決に努めています。



(2) 消費生活相談の特徴

消費生活相談の特徴としては、70歳以上の高齢者からの相談が最も多く、次いで60歳代の相談が多くなっています。また、近年は50歳代からの相談も増加傾向にあります。他の年代に比べ件数自体は多くはないものの、20歳代や20歳未満など若年者からの相談もあり、消費生活相談は全ての年代から寄せられています。



平成29年度から法務省等の公的機関をかたるハガキによる架空請求に関する相談が増加したことにより、架空請求の相談が含まれる「商品一般」に関する相談が増加しました。

ただし、令和元年度はハガキによる架空請求の相談件数が減少しました。

また、依然として「インターネット接続回線」や「健康食品」に関する相談が多い状況となっています。「インターネット接続回線」については光回線などの契約に関する相談、「健康食品」では通常価格より安い価格で購入したところ、実際は定期購入だったという相談が増加しています。

なお、電気の小売自由化により、電話勧誘・訪問販売による電力会社の切り替え等のトラブルの相談も増加しています。

| 年度 順位 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 |
|----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 1位 | デジタルコンテンツその他 | デジタルコンテンツその他 | 商品一般 | 商品一般 | 商品一般 |
| | 90件 | 79件 | 207件 | 221件 | 100件 |
| 2位 | アダルト情報サイト | 商品一般 | デジタルコンテンツその他 | デジタルコンテンツその他 | インターネット接続回線 |
| | 63件 | 35件 | 85件 | 46件 | 30件 |
| 3位 | インターネット接続回線 | インターネット接続回線 | インターネット接続回線 | インターネット接続回線 | 健康食品 |
| | 40件 | 35件 | 34件 | 30件 | 26件 |
| 4位 | 商品一般 | アダルト情報サイト | 健康食品 | 健康食品 | デジタルコンテンツその他 |
| | 32件 | 34件 | 31件 | 20件 | 23件 |
| 5位 | 健康食品 | 健康食品 | アダルト情報サイト | アダルト情報サイト | 電気 |
| | 28件 | 28件 | 20件 | 18件 | 21件 |

※H28の「インターネット接続回線」は件数が「商品一般」と同数のため2位。

*「商品一般」

商品の特定ができない、または商品の特定をする必要のない相談（架空請求など）

*「デジタルコンテンツその他」

インターネットを通じて得られる情報やサイト利用料の架空請求等に関する相談

2 島田市における消費者教育・啓発の現状

消費者行政では、街頭キャンペーンや市政出前講座「ふれあいしまだ塾」の実施、夏休み親子実験教室の開催、市広報紙・ホームページ・「くらし・消費・環境展」による情報提供などにより消費者教育や啓発を実施しています。また、生活用品活用バンクでは、まだ使える生活用品を必要とする人に紹介し、資源の節約意識の向上を図っています。

この他にも、消費者団体の学習会や啓発等の活動を支援し、協働して街頭キャンペーンを実施しています。

学校においては、家庭科や社会科等の学習指導要領に基づき、消費者教育が行われています。

3 消費者教育を推進する上での課題

(1) 安全で安心な消費生活の確保のための教育・啓発の充実

消費生活相談の現状を踏まえると、高齢者の相談割合が高く、また本市においては高齢化率も31.0%（令和2年3月末現在）（静岡県29.5%、令和2年4月1日現在、高齢者福祉行政の基礎調査）と高い状況にあることから、安全で安心な消費生活の確保に向け、特に高齢者への効果的な取組みが求められます。

子どもや若者については、令和4年から成年年齢が18歳に引き下げられることにより、消費者トラブルに巻き込まれるケースが増加すると考えられることから、教育機関との連携した取組みや保護者への教育・啓発の促進が必要です。

また、インターネットは今や私たちの暮らしと切り離せないものとなっています。それに伴いインターネットやSNS等通信に関する相談も多く寄せられており、現代的な消費生活の実態に即した啓発も課題となっています。

今後も、消費生活センターのさらなる施設周知の強化を図ることが必要です。

(2) 世代や特性、ニーズを踏まえた学習機会の提供

小・中・高等学校等を通じて、社会科や家庭科を中心に児童生徒の発達段階に応じた消費者教育を実施していますが、学校卒業後も消費者教育を受けることができるよう、学習機会の提供が課題といえます。

また、行政や学校、地域、団体、職場などで様々な取組みが行われていますが、世代によって学習の機会に違いがみられることから、実施主体や内容などを検討し、多様な立場の担い手が連携・協力しながら学習機会の提供をしていくことが求められます。

(3) 消費者市民社会への理解促進

これまでの消費者教育・啓発は、特に消費者被害の防止に重点をおいて実施してきましたが、これからは消費者被害防止だけにとどまらず、自立した消費者の育成や消費者市民社会の構築が課題となっていきます。消費者トラブルに遭った際には、消費生活センター等に相談したり情報提供したりするなど消費者が行動することにより、トラブル情報が社会で共有され被害の拡大防止につながるようになります。

また、地球温暖化のような環境問題では、消費生活に関する行動によるところも大きいとされており、「倫理的消費」に関する理解が求められています。そして世界的には、貧富の差の拡大や地球規模の環境汚染が進んでいることから、2015年に国連総会において、持続可能な開発のための2030アジェンダ（「持続可能な開発目標」SDGs：Sustainable Development Goals）が全会一致で採択されました。この目標の達成のためには、消費者一人ひとりが消費行動を通じて社会や環境を変えていくという意識を持ち、

具体的に行動していくことが求められています。

こうしたことから、自らの行動が社会や環境に影響を与えることを自覚し、積極的に行動することによって、将来のより良い社会の実現につながることへの理解促進が必要と言えます。

☆倫理的消費とは…

地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動。

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費活動を行うこと。具体例として、障害者支援につながる商品、フェアトレード商品、寄付付き商品、エコ商品、リサイクル製品、資源保護等の認証がある商品、地産地消や被災地産品などがある。（エシカル消費ともいう。）

第3章 基本理念と目指す姿

1 基本理念

自ら学び、考え、行動する消費者の育成

市民一人ひとりが消費生活を送るにあたって、正しい知識や判断力を養い、次世代にわたって社会経済や地球環境に影響を及ぼすことを意識し、行動することができる消費者市民となることにより、人や環境にやさしく、住みやすい島田市の創造を目指します。そのため、市民が主体的に消費者教育について学べる環境を整えるとともに、市関係各部局や民間団体、教育機関、健康福祉関連事業所や企業等と連携し合い、消費者教育の推進に向けて取り組むものとします。

2 消費者教育推進に向けた重点目標

消費者教育の推進を進めるにあたり、以下の2つを重点目標として定め、強化して取り組んでいきます。

◆重点目標1 ライフステージ（年齢階層）に応じた体系的な消費者教育

消費者教育の範囲は幅広く、その対象とする年齢階層も広いため、幼児期から高齢期までのライフステージに応じた消費者教育が、体系的に行われるような取組を推進します。さらに、消費者の年齢階層ごとに特徴があるため、その特性に配慮した消費者教育を推進します。

◆重点目標2 消費者教育の人材（担い手）の育成・活用

消費者被害や危害に遭わず安心・安全に生活するための情報を得るだけでなく、「自ら学び、考え、行動する消費者」となるよう支援するとともに、「消費者教育の担い手」を育成していきます。

3 取組みの内容

重点目標1 ライフステージ（年齢階層）に応じた体系的な消費者教育

消費者市民社会の実現に向けては、消費者一人ひとりが豊かな消費生活を自ら実践するとともに、消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に自らを結びつけるため、主体的・能動的に学ぶことが必要です。成人してからの消費者トラブルを未然に防ぐためには、子どものころからの消費者教育が重要です。

子ども・若年者が消費者として自立し、消費者市民社会の担い手となるために、子どもの発達段階及び年齢特性に応じた消費者教育を推進します。幼年期からのライフステージに合わせ、消費者市民社会を意識した消費者教育を推進します。

小中学校・高等学校での消費者教育は、学習指導要領に基づき行われており、すべての子どもたちに消費者教育を受ける機会が設けられています。

学校以外の場所においても、家庭教育学級や放課後児童クラブ等で市政出前講座を行い、消費者教育を進めます。

学校を卒業した若年者は、新入社員として事業所に勤め始め、多様な契約や消費行動が求められるようになります。事業所や商工会等と連携して市政出前講座を行い、情報提供を図ります。

成人一般の年齢層に対しては、自治会や各種団体を通して、消費者被害の実例や対処について地域における消費者教育が効果的に行われるよう、市政出前講座により、周知、啓発を行います。

高齢期の年齢層に対しては、老人クラブや介護施設に出向き市政出前講座を行い、最新の情報を提供して消費者被害を防ぐための注意喚起を行います。

◎事業名

| 事業名 | 内 容 | 担当 |
|----------------------|---|--------------|
| 市政出前講座 (ふれあいしまだ塾) | 「消費者被害を未然に防ごう」と題し市民の消費生活の向上を目的として講座を実施。 「COOL CHOICE～未来のために～」、「ごみから護美へ」、「川の汚れについて(水生生物調査)」の3つの講座を設け、地球温暖化対策やごみ減量等について啓発を行っている。 | 生活安心課 環境課 |
| 夏休み親子実験教室 | 小学生とその親を対象にビタミンCを計測し、ビタミンCの性質や食品表示について学ぶ。 | 生活安心課 |
| 授業の中で消費者教育の学習 | 【小学校】 ・物や金銭の大切さ、計画的な使い方 | 学校教育課 |

| | | |
|---------------|---|--------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・身近な物の選び方、買い方 ・地域の人々の生産や販売 ・地域の人々の生活にとって必要な飲料水、電気、ガスの確保や廃棄物の処理 <p>授業時間：約81時間</p> <p>【中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者の基本的な権利と責任 ・販売方法の特徴、物資・サービスの選択、購入及び活用 ・市場の働きと経済 <p>授業時間：約12時間</p> | |
| 環境教育・環境学習 | <p>アース・キッズ事業、環境学習講座、田代環境プラザの見学を実施し、環境問題に関する学習の機会を市民に提供する。</p> <p>総合的な学習の時間や関連性のある教科の時間を活用したり、体験教室を開催したりし、学校等における環境教育を推進する。</p> | 環境課 学校教育課 |
| 消費者被害防止に関する啓発 | <p>5月と12月に消費者団体と協働して啓発活動を行い、消費生活センターの周知を図る。</p> <p>市広報紙・ホームページ・啓発イベントで消費生活や環境問題に関する情報を市民に提供する。</p> | 生活安心課 環境課 |
| 各種相談事業 | <p>一般相談、消費生活相談及び定例相談を実施し相談の場を提供する。相談内容によっては、専門機関を紹介し被害拡大の防止手段として適切な指示を行う。</p> | 生活安心課 |
| 計量試売会 | <p>市内計量器使用販売店から商品を購入し、消費者が実際に商品を計量し、販売表示と合致しているかを確認することで、消費者・販売者双方にとっての安全性の確保及び質の高い消費生活の実現につなげる。</p> | 生活安心課 |

重点目標 2 消費者教育の人材（担い手）の育成・活用

様々な場所における消費者啓発は、市の取組だけでは十分ではありません。一方で、消費者団体を始め、消費者啓発のために活動している団体等があります。市は、そのような団体等と連携しながら消費者教育を推進していく必要があります。そのために、

消費生活に関連する団体等に働きかけ、消費者教育の人材を育成し、その活動を支援していきます。

高齢者や障害者等の中には、被害に遭っていることに気付いていない人、おかしいと思ってもどこに相談したらよいのか分からない人がいます。見守りが必要な人への消費者トラブルの未然防止・防止拡大のために、日常生活を支援している福祉関係者や警察、関係団体、地域との連携をさらに強化し、必要な支援が受けられるように取り組みます。また、判断能力が不十分となった高齢者や障害者等の権利や財産を守るため、成年後見制度の普及啓発に努めていきます。

このような地域のリーダー的役割を担っている方々をはじめとする、消費者被害防止に関するリーダー（担い手）の育成に努め、消費生活弱者を地域で見守り、支援できる体制づくりに努めるとともに、地域において新しい連携の在り方を検討し、消費者教育の担い手層を厚くします。

◎事業名

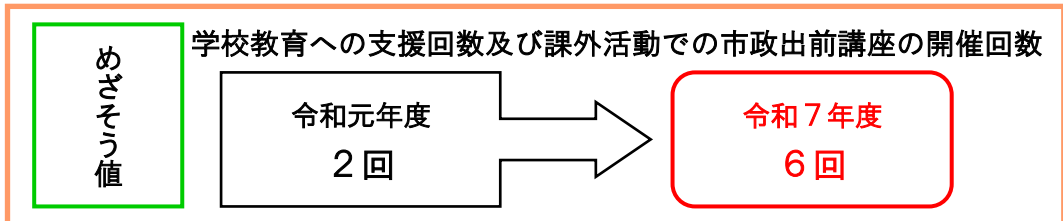
| 事業名 | 内 容 | 担当 |
|-------------------|--|----------------------------------|
| 消費者団体の支援 | 島田市の消費者団体では、様々な消費者運動を取り組んでいる。さらに消費者団体を支援することで、消費者教育の推進を図る。 | 生活安心課 |
| 消費生活弱者を見守る人への情報提供 | 市の各部署はもとより、地域包括支援センター（高齢者あんしんセンター）、地域高齢者見守りネットワークづくり事業の協力事業所、民生委員・児童委員、自治会等で見守り活動をしている人たちに情報提供を行う。 | 生活安心課 包括ケア推進課 長寿介護課 福祉課 |

4 推進計画の成果指標

○小・中学生、高校生に対する消費者教育の充実

必要に応じて外部講師として消費生活専門相談員を派遣し、授業等において学校教育での支援を行います。

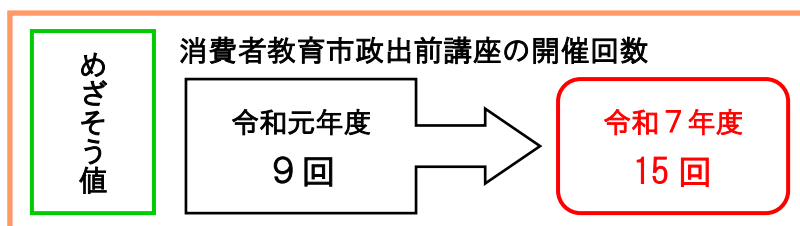
また、課外活動において、消費者力を育てるための学びの場を提供します。



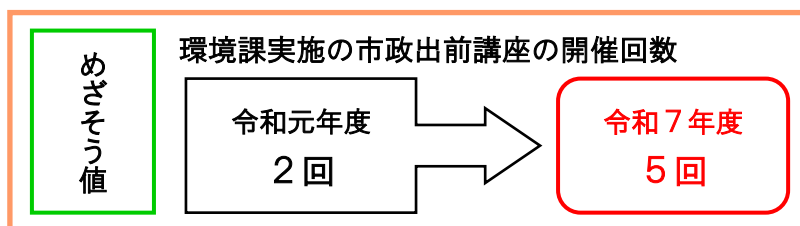
○成人期における効果的な消費者教育の促進

地域・サークルなどの各種団体・イベントなど参加しやすい学習機会の設定や分かりやすく関心が持てる内容を検討し、消費生活に関する知識や理解を深められるよう年代等に配慮した消費者教育の実施に努めます。

市政出前講座の実施や学習会等の開催などによって消費者の学びの機会を増やし、消費者市民社会の概念の浸透と消費者意識の向上に努めます。



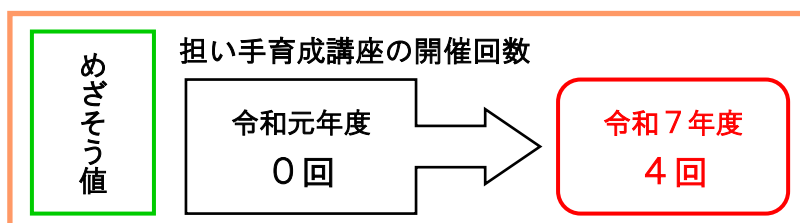
環境課実施の市政出前講座



○地域における消費者教育の人材（担い手）の育成と支援

消費生活の向上に資するために、地域で活躍する消費者団体の主体的・能動的な活動を支援します。また、地域等で消費者教育の担い手となる人材の育成に努めます。

消費生活弱者を見守る人への市政出前講座（担い手育成講座）



第4章 計画の実効性の確保

1 計画の推進と進捗管理

計画の推進にあたっては、庁内関係各課と情報交換や意見交換を通じ、消費者教育の取組状況を確認します。

毎年、施策の進捗状況を示す「めざそう値」について、進捗管理を行い、消費者教育の推進について検証します。

消費者教育の推進に関する法律

(平成二十四年八月二十二日)

(法律第六十一号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、消費者教育が、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重要であることに鑑み、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、消費者教育に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の消費者教育の推進に関し必要な事項を定めることにより、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「消費者教育」とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動をいう。

2 この法律において「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

(基本理念)

第三条 消費者教育は、消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれることを旨として行われなければならない。

2 消費者教育は、消費者が消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨として行われなければならない。

3 消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行われなければならない。

4 消費者教育は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場の特性に応じた適切な方法により、かつ、それぞれの場における消費者教育を推進する多様な主体の連携及び他の消費者政策（消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策をいう。第九条第二項第三号において同じ。）との有機的な連携を確保しつつ、効果的に行われなければならない。

- 5 消費者教育は、消費者の消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に与える影響に関する情報その他の多角的な視点に立った情報を提供することを旨として行われなければならない。
- 6 消費者教育は、災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 7 消費者教育に関する施策を講ずるに当たっては、環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができる自立した消費者の育成が極めて重要であることに鑑み、前条の基本理念（以下この章において「基本理念」という。）にのっとり、消費者教育の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、前項の施策が適切かつ効率的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間の緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る消費者教育の推進に関する施策を推進しなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、消費生活センター（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第十三条第二項及び第二十条第一項において同じ。）、教育委員会その他の関係機関相互間の緊密な連携の下に、消費者教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の社会的、経済的状况に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(平二六法七一・一部改正)

(消費者団体の努力)

第六条 消費者団体は、基本理念にのっとり、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われる消費者教育に協力するよう努めるものとする。

(事業者及び事業者団体の努力)

第七条 事業者及び事業者団体は、事業者が商品及び役務を供給する立場において消費者の消費生活に密接に関係していることに鑑み、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が実施する消費者教育の推進に関する施策に協力するよう努めるとともに、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるものとする。

(財政上の措置等)

第八条 政府は、消費者教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その

他の措置を講じなければならない。

- 2 地方公共団体は、消費者教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第九条 政府は、消費者教育の推進に関する基本的な方針（以下この章及び第四章において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 消費者教育の推進の意義及び基本的な方向に関する事項
- 二 消費者教育の推進の内容に関する事項
- 三 関連する他の消費者政策との連携に関する基本的な事項
- 四 その他消費者教育の推進に関する重要事項

- 3 基本方針は、消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第九条第一項に規定する消費者基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

- 4 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 5 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、消費者教育推進会議及び消費者委員会の意見を聴くほか、消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

- 6 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、第四項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 7 政府は、消費生活を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね五年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

- 8 第四項から第六項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県消費者教育推進計画等)

第十条 都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第二十条第二項第二号において「都道府県消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県消費者教育推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県消費者教育推進計画）を踏まえ、その市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第二十条第二項第二号において「市町村消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 3 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その都道府県又は市町村の区域の消費者その他

の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、第二十条第一項の規定により消費者教育推進地域協議会を組織している都道府県及び市町村にあつては、当該消費者教育推進地域協議会の意見を聴かなければならない。

- 4 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めた場合は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を変更するものとする。
- 6 第三項及び第四項の規定は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(学校における消費者教育の推進)

第十一条 国及び地方公共団体は、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、大学及び高等専門学校を除く。第三項において同じ。）の授業その他の教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、教育職員に対する消費者教育に関する研修を充実するため、教育職員の職務の内容及び経験に応じ、必要な措置を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、学校において実践的な消費者教育が行われるよう、その内外を問わず、消費者教育に関する知識、経験等を有する人材の活用を推進するものとする。

(大学等における消費者教育の推進)

第十二条 国及び地方公共団体は、大学等（学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに専修学校、各種学校その他の同条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものをいう。以下この条及び第十六条第二項において同じ。）において消費者教育が適切に行われるようにするため、大学等に対し、学生等の消費生活における被害を防止するための啓発その他の自主的な取組を行うよう促すものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、大学等が行う前項の取組を促進するため、関係団体の協力を得つつ、学生等に対する援助に関する業務に従事する教職員に対し、研修の機会の確保、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(地域における消費者教育の推進)

第十三条 国、地方公共団体及び独立行政法人国民生活センター（以下この章において「国民生活センター」という。）は、地域において高齢者、障害者等に対する消費者教育が適切に行われるようにするため、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める

民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める社会福祉主事、介護福祉士その他の高齢者、障害者等が地域において日常生活を営むために必要な支援を行う者に対し、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 国、地方公共団体及び国民生活センターは、公民館その他の社会教育施設等において消費生活センター等の収集した情報の活用による実例を通じた消費者教育が行われるよう、必要な措置を講じなければならない。

（事業者及び事業者団体による消費者教育の支援）

第十四条 事業者及び事業者団体は、消費者団体その他の関係団体との情報の交換その他の連携を通じ、消費者の消費生活に関する知識の向上が図られるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、消費者からの問合せ、相談等を通じて得た消費者に有用な消費生活に関する知識を広く提供するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、その従業者に対し、研修を実施し、又は事業者団体等が行う講習会を受講させること等を通じ、消費生活に関する知識及び理解を深めるよう努めるものとする。
- 4 事業者団体は、消費者団体その他の民間の団体が行う消費者教育の推進のための活動に対し、資金の提供その他の援助に努めるものとする。

（教材の充実等）

第十五条 国及び地方公共団体は、消費者教育に使用される教材の充実を図るとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において当該教材が有効に活用されるよう、消費者教育に関連する実務経験を有する者等の意見を反映した教材の開発及びその効果的な提供に努めなければならない。

（人材の育成等）

第十六条 国、地方公共団体及び国民生活センターは、消費者安全法に定める消費生活相談員その他の消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う者に対し、消費者教育に関する専門的知識を修得するための研修の実施その他その資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、大学等、研究機関、消費者団体その他の関係機関及び関係団体に対し、消費者教育を担う人材の育成及び資質の向上のための講座の開設その他の自主的な取組を行うよう促すものとする。

（平二六法七一・一部改正）

（調査研究等）

第十七条 国及び地方公共団体は、消費者教育に関する調査研究を行う大学、研究機関その他の関係機関及び関係団体と協力を図りつつ、諸外国の学校における総合的、体系的かつ効果的な消費者教育の内容及び方法その他の国の内外における消費者教育の内容及び方法に関し、調査研究並びにその成果の普及及び活用に努めなければならない。

（情報の収集及び提供等）

第十八条 国、地方公共団体及び国民生活センターは、学校、地域、家庭、職域その他の

様々な場において行われている消費者教育に関する先進的な取組に関する情報その他の消費者教育に関する情報について、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮しつつ、これを収集し、及び提供するよう努めなければならない。

- 2 国は、消費生活における被害の防止を図るため、年齢、障害の有無その他の消費者の特性を勘案して、その収集した消費生活に関する情報が消費者教育の内容に的確かつ迅速に反映されるよう努めなければならない。

第四章 消費者教育推進会議等

(消費者教育推進会議)

第十九条 消費者庁に、消費者教育推進会議を置く。

- 2 消費者教育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して消費者教育推進会議の委員相互の情報の交換及び調整を行うこと。
 - 二 基本方針に関し、第九条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 3 消費者教育推進会議の委員は、消費者、事業者及び教育関係者、消費者団体、事業者団体その他の関係団体を代表する者、学識経験を有する者並びに関係行政機関及び関係する独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 4 前二項に定めるもののほか、消費者教育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(消費者教育推進地域協議会)

第二十条 都道府県及び市町村は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育を推進するため、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活センターその他の当該都道府県又は市町村の関係機関等をもって構成する消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めなければならない。

- 2 消費者教育推進地域協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - 一 当該都道府県又は市町村の区域における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して消費者教育推進地域協議会の構成員相互の情報の交換及び調整を行うこと。
 - 二 都道府県又は市町村が都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を作成し、又は変更しようとする場合においては、当該都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べること。
- 3 前二項に定めるもののほか、消費者教育推進地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、消費者教育推進地域協議会が定める。

島田市消費者教育推進計画

令和3年3月

発行 島田市
担当部署 地域生活部生活安心課
〒427-0042
静岡県島田市中央町5番の1
TEL : 0547-36-7153
<https://www.city.shimada.shizuoka.jp/>
E-mail : shiminsodan@city.shimada.lg.jp